

JR春日井駅周辺  
バリアフリー基本構想  
(追補)

平成 27 年 3 月  
春 日 井 市

# 追 補 目 次

<b>1 追補の背景と目的</b>	<b>1</b>
1-1 背景と目的	1
1-2 追補のイメージ	1
<b>2 JR春日井駅周辺の概要</b>	<b>2</b>
2-1 人口・高齢化の状況	2
2-2 交通の状況	4
2-3 施設の分布状況	5
2-4 関連計画	6
<b>3 バリアフリー化の整備のための事業の進捗状況</b>	<b>9</b>
3-1 特定事業	9
3-2 その他の事業（特定事業以外）	12
3-3 ソフト事業	13
<b>4 今後のバリアフリー化の整備のための事業</b>	<b>14</b>
4-1 特定事業	14
4-2 その他の事業（特定事業以外）	15
4-3 ソフト事業	16
4-4 目標年次	16
<b>参考資料</b>	<b>19</b>
追補作成プロセス	19

### 1-1 背景と目的

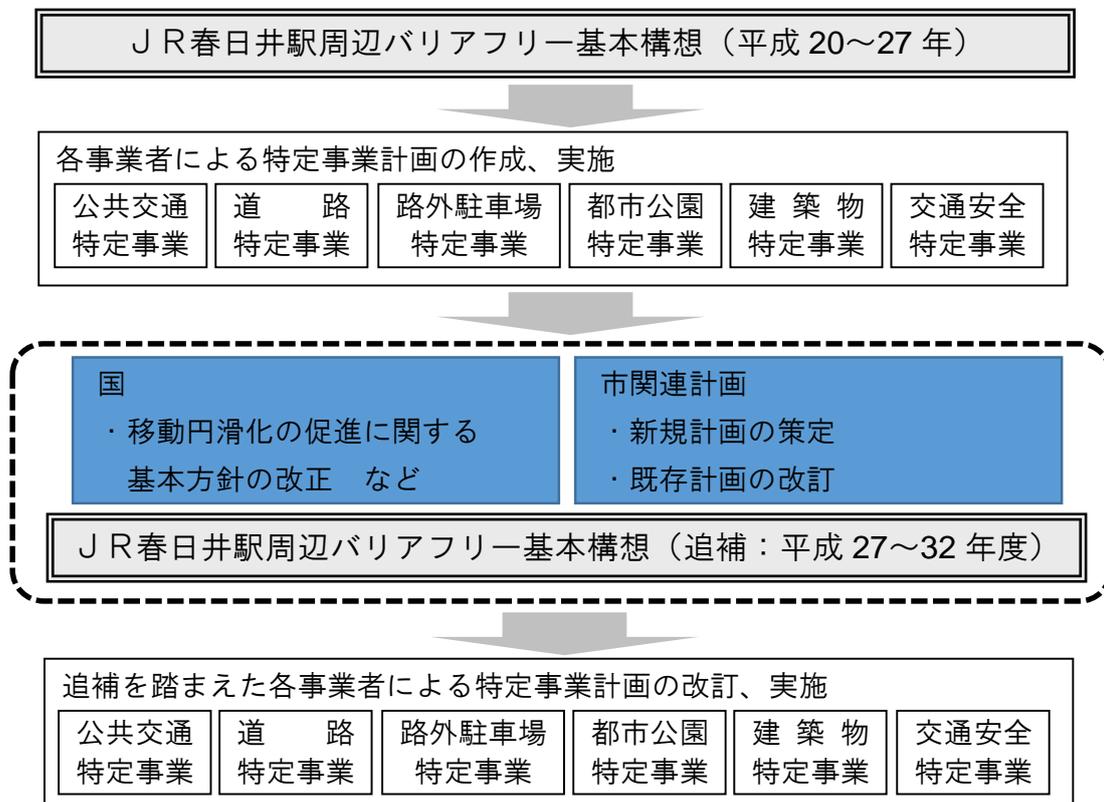
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に沿って、平成 20 年 3 月に JR 春日井駅周辺バリアフリー基本構想が策定された。

この基本構想を受け、重点整備地区において、バリアフリー化の目標年次である平成 27 年（2015 年）に向け、各特定事業者による特定事業が進められている。しかしリーマン・ショックや東日本大震災による社会経済状況の変化などが、当初計画した特定事業の進捗に様々な影響を及ぼしている。

一方、この基本構想においては、バリアフリー化の目標年次を平成 27 年（2015 年）としている。また、国においても、バリアフリー新法第 3 条に基づき定められた国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が、平成 23 年（2011 年）に改正され、新たなバリアフリー化の目標設定などがなされるとともに、平成 25 年（2013 年）には、新たに「交通政策基本法」が制定され、これに基づき国が定めた「交通政策基本計画」（平成 27 年（2015 年））においても、改めてバリアフリー化が推進すべき施策として位置づけられている。

これらの背景をもとに、今後も基本構想に定められた重点整備地区におけるバリアフリー化を着実に進めるため、特定事業の進捗状況などを踏まえ、基本構想を追補する。

### 1-2 追補のイメージ

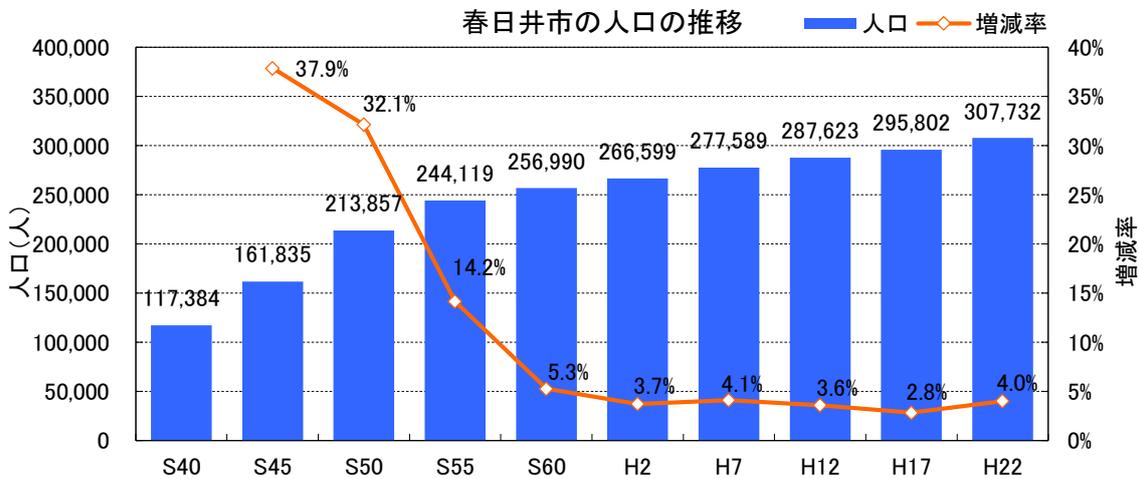


## 2-1 人口・高齢化の状況

## (1) 人口

春日井市の人口は、平成 22 年国勢調査によると、307,732 人となり、基本構想策定時以降増加率は若干回復したものの、概ね横ばいとなっている。

人口密度は、JR春日井駅周辺は若干減少傾向であるものの、市内でも最も高いエリアのひとつであることは、基本構想策定時と同様である。



(資料:国勢調査)

## 春日井市内の主要な駅周辺（半径 500m 程度）の人口及び人口密度

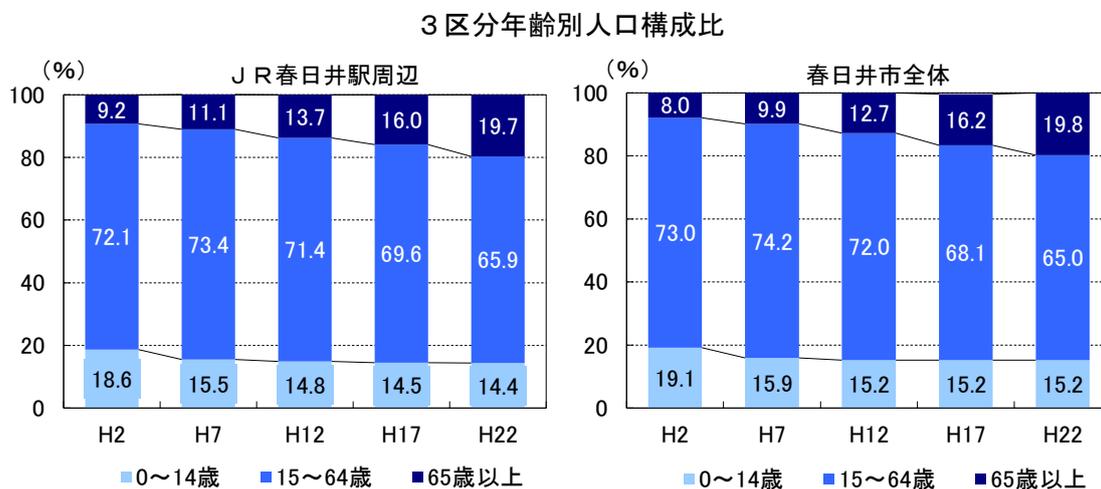
(単位…人口:人 密度:人/km<sup>2</sup>)

地区	H19.4		H26.4		増減	
	人口	密度	人口	密度	人口	密度
J R高蔵寺	1,953	4,590	2,207	5,187	254	597
J R神領	2,959	6,573	3,377	7,501	418	928
J R春日井	6,027	12,320	6,025	12,316	-2	-4
J R勝川	4,028	8,843	5,230	11,482	1,202	2,639
名鉄味美	2,793	6,413	3,047	6,997	254	583
5 駅周辺計	17,760	7,873	19,886	8,815	2,126	942
市全域	302,828	3,266	308,668	3,329	5,840	63

(資料:住民基本台帳及び外国人登録)

## (2) 高齢化率

高齢化の推移をみると、春日井市全体の高齢化率の上昇はさらに加速し、平成22年には19.8%となっている。JR春日井駅周辺もほぼ市全体と同様の高齢化率となっている。

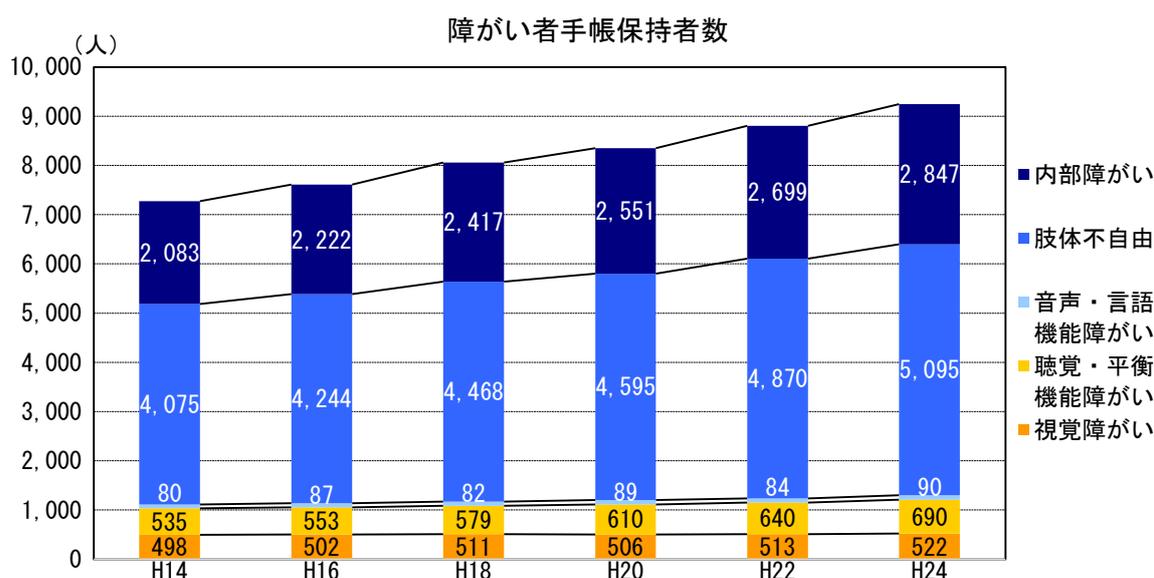


※JR春日井駅周辺とは、駅から半径約1km圏内にある町丁目の範囲。

(資料: 国勢調査)

## (3) 障がい者の状況

市内の障がい者数の状況をみると、総数はさらに増加し、平成25年3月末現在で、市人口の約3.0%に相当する、9,244人となっている。また、種別では肢体不自由者が全体の約55.1%を占め、最も多いことは基本構想策定時と同様である。

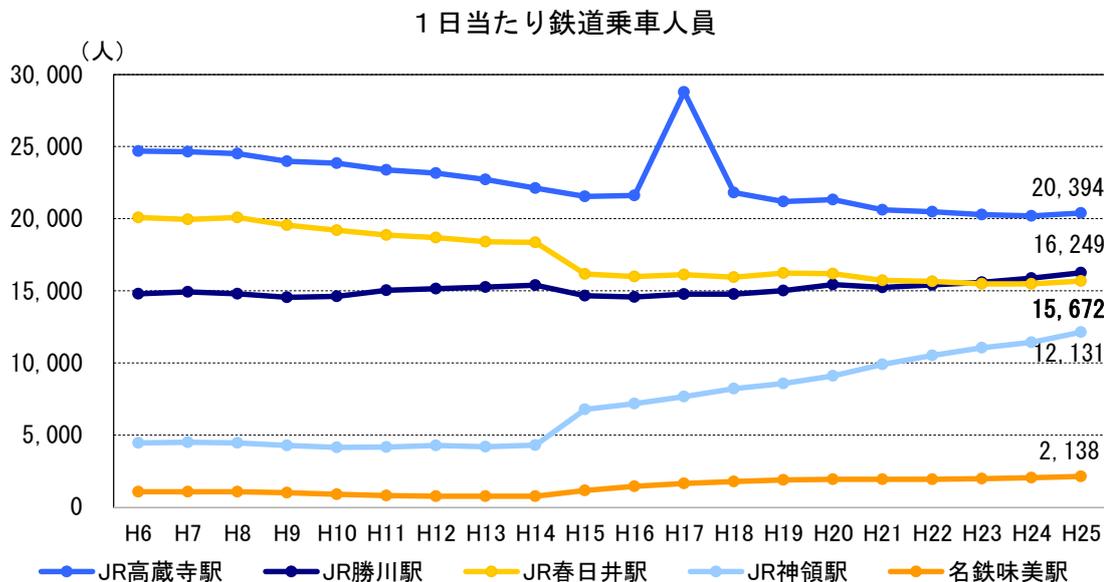


(資料: 春日井市統計書)

## 2-2 交通の状況

### (1) 鉄道

JR春日井駅の1日平均乗車人員は、平成25年では15,672人となっており、市内の駅の中ではJR高蔵寺駅、同勝川駅に次ぐ。推移が横ばいの状況にあることは、基本構想策定時と同様である。



(資料:愛知県統計年鑑)

### (2) バス

JR春日井駅発着のバスは、本数は減少(519本→381本)したものの、引き続き市内各地への路線が数多く発着しており、基本構想策定時と同様に、バス交通の中心的な拠点となっている。

市内路線バス運行状況 (JR春日井駅関係分)

	運行主体	路線名	本数/日	発着・経由	
民間	名鉄バス (5→6路線)	桃花園線	39	東野町経由	
		春日井市民病院線	11	桃花園行	
		桃山線	23	大草行	
		春日井・桃花台線	83	深夜含む	
		春日井市内線	108	小牧駅・パナソニックエコシステムス <sup>®</sup> 行	
		東野線	25	大池住宅行	
	JR東海バス (1路線)	どリーむ名古屋・新宿号	2	高速夜行バス	
市	あおい交通 (1路線)	桃花台～春日井	62	朝4コース 昼2循環 夜2コース	
		はあとふるライナー (2路線)	東環状線	18	
			南部線	10	

(資料:各社時刻表)

## 2-3 施設の分布状況

春日井市の公共施設等の配置をみると、基本構想策定時から一部新設、廃止はあるものの、重点整備地区からはいずれも距離があり、重点整備地区内及びその近隣において改廃等はない。

主要な新設、廃止公共施設等

種別	施設名	所在	時期
新設	落合公園体育館	東野町	平成 25 年 4 月
	総合医療保健センター	鷹来町	平成 26 年 6 月
廃止	第一介護サービスセンター	大泉寺町	平成 24 年 3 月
	第二介護サービスセンター	味美西本町	平成 22 年 4 月
	健康管理センター	柏原町	平成 26 年 6 月

## 2-4 関連計画

基本構想策定時以降、春日井市が新規作成、改訂した関連計画について、バリアフリー化等関連する項目を抜粋し、以下に整理する。

### ●第五次春日井市総合計画（新長期ビジョン 2013-2017）（平成 25 年改訂）

将 来 像	人と地域が輝き、安全安心で躍動する都市
施 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誰もが安全安心に、いきいきと暮らせるまち <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者がいつまでも元気で暮らしやすいまちにする</li> <li>・障がいのある人が暮らしやすいまちにする</li> </ul> </li> <li>○子どもが健やかに育ち、生きる喜びを感じられるまち <ul style="list-style-type: none"> <li>・良質で快適な教育環境を整える</li> </ul> </li> <li>○つながりと信頼を深め、みんなの力で地域社会をつくるまち <ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生のまちをつくる</li> </ul> </li> <li>○にぎわいと活力に満ち、未来に輝くまち <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺の拠点性を高める</li> <li>・交通の利便性を高める</li> </ul> </li> <li>○快適で美しく、いつまでも住み続けたい循環型のまち <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な生活道路を整える</li> </ul> </li> </ul>

### ●春日井市都市計画マスタープラン（平成 22 年改訂）

まちづくりのテーマ	にぎわいと活力に満ち いつまでも住み続けたい 未来に輝くまち
まちづくりの目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人と環境にやさしいまちづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の保全に努めつつ、人と自然が共生した中で、環境への負荷を極力少なくし、また、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができるように、人と環境にやさしく快適で健康なまちを目指します。</li> </ul> </li> </ul>
方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ユニバーサルデザインによる誰もが快適に利用できるまち <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインに基づいた道路、公園などの都市施設の整った、誰もが快適に利用できる人にやさしいまちを目指します。</li> </ul> </li> </ul>

●第3次春日井市障がい者総合福祉計画（平成27年改訂）

基本理念	障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり
基本的視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援</li> <li>・当事者本位の総合的な支援</li> <li>・障がい特性等に配慮した支援</li> <li>・アクセシビリティの向上</li> <li>・総合的かつ計画的な取り組みの推進</li> </ul>
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉のまちづくりの推進</li> <li>・歩道や公園の整備の推進</li> <li>・駅や公共施設の整備の推進</li> <li>・「かすがいシティバス」の充実</li> </ul>

●第6次春日井市高齢者総合福祉計画（平成27年改訂）

基本理念	家族の和、隣人の輪、地域の環 生きがいのあるまち かすがい
基本目標	生きがいをもって生活できる環境の整備
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人にやさしいまちづくりの推進</li> <li>・歩道段差解消整備 高齢者や障がい者などに配慮した環境の整備を推進するため、歩道の段差を解消します。</li> <li>・かすがいシティバス「はあとふるライナー」 高齢者を始めとする市民の日常生活の移動手段の確保や市の施設の利用の利便性を図るため、民間バスの運行していない地域にかすがいシティバスを運行します。</li> <li>・鉄道駅周辺の整備 高齢者や障がい者などが利用しやすい環境づくりを推進するため、拠点となる駅やその周辺施設に、スロープやエレベーターなどを整備します。</li> </ul>

● JR春日井駅周辺地区市街地総合再生計画（平成 27 年新規作成）

基本コンセプト	市の玄関として利用しやすくにぎわいのある都市交流拠点づくり
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての人々にとって安全でやさしい駅前づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅北口及び南口の再編</li> </ul> </li> <li>○生活の一部として利用しやすい駅前づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅周辺居住の推進</li> <li>・ 産業（商業・業務）立地の推進</li> </ul> </li> <li>・ 土地の有効利用によるメリハリのある市街地の形成</li> <li>・ 防犯・治安対策の強化</li> <li>○みんなでつくるにぎわいある駅前づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顔となるシンボリックなにぎわい駅前空間の形成</li> <li>・ 地域コミュニティによるまちづくりの推進</li> <li>・ 歩行者回遊ネットワークの整備</li> </ul> </li> </ul>

基本構想における「特定事業」「その他の事業（特定事業以外の事業）」「ソフト事業」の進捗について、基本構想においてバリアフリー化の目標とした平成 27 年（2015 年）末までの予定を、各特定事業者から聴取した結果は、次のとおりである。

※目標時期：基本構想において定めた整備目標の時期

◇＝短期（平成 22 年まで）、◆＝中期（平成 27 年まで）

※進捗状況：各特定事業者から聴取した、平成 27 年末における整備状況（予定）

### 3-1 特定事業

#### (1) 公共交通特定事業

事業実施箇所	整備項目	事業者	目標時期	進捗状況
JR 春日井駅舎	○昇降施設（エレベーター・エスカレーター）の整備	JR 東海	◆ 自由通路と併せて整備	整備中
	○利用者への案内表示の整備			
	○多目的トイレの整備			
バス停 バス車両	○バス停の上屋の整備	名鉄バス JR 東海バス 春日井市	◆	整備済
	○バス停の位置の改善		◆	整備済
	○情報提供設備の整備		◆	整備済
	○低床バスの導入（目標値(100%)）		◆ 導入中	導入済
	○ノンステップバスの導入（目標値(30%)）		◇ 導入中	導入済

駅舎は、「その他の事業」である自由通路の整備と併せて橋上駅舎化を実施しており、平成 28 年秋頃に自由通路とともに供用開始予定である。

また、公共交通特定事業である市役所周辺地区のバス停の改良は、整備済となった。

なお、南北駅前広場のバス停は、道路特定事業として、南北駅前広場の整備と併せて実施するが、整備空間確保の必要性から、自由通路の整備後に実施する必要があるため未整備となっている。

ノンステップバスの導入は、すべての特定事業者が目標値の 30% を超えており、100% に達しない特定事業者は、現在も導入を進めている。

## (2) 道路特定事業

### ① J R春日井駅周辺地区

#### <生活関連経路>

事業実施箇所	整備項目	事業者	目標時期	進捗状況
北口駅前広場	○バス等の乗り場・経路の改良 ○案内表示の整備 ○視覚障がい者誘導ブロックの整備 ○自由通路へのエレベーター・エスカレーターを設置 ○多目的トイレの整備	春日井市	◆	一部整備中
南口駅前広場	○バス等の乗り場・経路の改良 ○案内表示の整備 ○視覚障がい者誘導ブロックの整備 ○自由通路へのエレベーターの設置 ○多目的トイレの整備	春日井市	◆	一部整備中
市道 129 号線	○視覚障がい者誘導ブロックの整備 ○歩行者案内標識の整備 ○歩道の改善	春日井市	◇ 一部整備済	一部整備済
市道 130 号線	○視覚障がい者誘導ブロックの整備 ○歩道の改善	春日井市	◇ 一部整備済	一部整備済
市道 127 号線	○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市	◇	未整備

#### <準生活関連経路>

事業実施箇所	整備項目	事業者	目標時期	進捗状況
県道 春日井停車場線	○路側帯の整備	愛知県	◆	未整備
市道 216 号線 道路外敷地	○歩行者通路の確保 ○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市	◇ 市有地で整備済	市有地で整備済
市道 1281 号線	○路側帯の整備	春日井市	◇ 整備済	整備済
市道 208 号線	○路側帯の整備 ○側溝蓋の整備	春日井市	◆	整備済
市道 1727 号線	○路側帯の整備 ○側溝蓋の整備	春日井市	◆	未整備

基本構想において最優先に整備するとされた生活関連経路において、南北駅前広場は、整備空間の確保の必要性から、「その他の事業」である自由通路の整備後に実施する必要があるため、未整備となっている。また、これに接続する市道も、一部整備が進んだが、駅前広場と一体的に整備する必要がある部分などは、一部未整備となっている。

②市役所周辺地区

<生活関連経路>

事業実施箇所	整備項目	事業者	目標時期	進捗状況
県道 春日井一宮線	○視覚障がい者誘導ブロックの整備	愛知県	◇ 一部整備済	整備済
県道 内津勝川線	○視覚障がい者誘導ブロックの整備	愛知県	◇ 一部整備済	整備済
市道 128 号線	○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市	◇ 一部整備済	整備済
市道 1060 号線	○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市	◇ 一部整備済	整備済

<準生活関連経路>

事業実施箇所	整備項目	事業者	目標時期	進捗状況
市道 111 号線	○歩道の整備 ○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市	◆	未整備
市道 207 号線	○歩道の整備 ○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市	◆	整備済
市道 1022 号線 道路外敷地	○歩行者用通路の確保 ○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市	◆ 市有地で 一部整備済	一部 整備済
市道 1041 号線 道路外敷地	○歩行者用通路の確保 ○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市	◇ 市有地で 整備済	一部 整備済
市道 1042 号線	○歩道の整備 ○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市	◆	整備済
市道 1059 号線 道路外敷地	○歩行者用通路の確保 ○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市	◇ 市有地で 整備済	整備済

市役所周辺地区の生活関連経路は、整備が完了している。

### (3) 都市公園特定事業

事業実施箇所	整備項目	事業者	目標時期	進捗状況
中央公園	○多目的トイレの整備	春日井市	◇ 整備済	整備済
春見公園	○多目的トイレの整備	春日井市	◇ 整備済	整備済

### (4) 建築物特定事業

事業実施箇所	整備項目	事業者	目標時期	進捗状況
公共施設	○建築物移動等円滑化基準への適合	施設設置者 管理者	◇ 整備済	整備済
市役所敷地	○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市	◇ 整備済	整備済

公園や建築物においては、既に基本構想策定時に整備が完了していた。

### (5) 交通安全特定事業

事業実施箇所	整備項目	事業者	目標時期	進捗状況
生活関連経路	○違法駐車を取り締まり ○違法駐車防止に関する広報、啓発 ○交通規制の見直し ○道路標識等の整備	愛知県 公安委員会	◇ 実施中	実施中
	交差点	○視覚障がい者対応の信号機の整備	愛知県 公安委員会	◆ 一部整備済
	○エスコートゾーンの整備	愛知県 公安委員会 道路管理者	◆ 一部整備済	整備済

交通安全特定事業のうち、継続的に実施するべきものは、引き続き実施されている。また、整備するべきものも、整備が完了する予定である。

### 3-2 その他の事業（特定事業以外）

事業実施箇所	整備項目	事業者	目標時期	進捗状況
J R 春日井駅	○自由通路の整備	春日井市	◆ 駅舎と併せて整備	整備中

自由通路は、平成 28 年秋頃に供用開始予定である。

### 3-3 ソフト事業

事業実施箇所	整備項目	事業者	時期	進捗状況
J R 春日井駅 周 辺	○放置自転車対策	春日井市	◆ 北側対策済	北側 対策済
市 内 全 域	○バリアフリー化推進のための普 及・啓発活動	春日井市	◇	実施中
	○定期的なバリアチェック		◇	実施中
	○バリアフリー体験教室の実施		◇ 実施中	実施中
	○施設整備におけるバリアフリー化 のルールづくり	民間事業者	◆	未実施

「特定事業」などの進捗状況や、平成23年（2011年）に改正された、バリアフリー新法第3条に基づく国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」や、同じく平成27年に定められた、交通政策基本法第15条に基づく国の「交通政策基本計画」、さらには、基本構想策定時以降、春日井市が新規作成、改訂した関連計画を鑑み、今後進めるべきバリアフリー化の整備のための事業を次のように定める。

#### 4-1 特定事業

##### (1) 公共交通特定事業

事業実施箇所	整備項目	事業者
J R 春日井駅駅舎	○昇降施設（エレベーター・エスカレーター）の整備 ○利用者への案内表示の整備 ○多目的トイレの整備	J R 東海
バス車両	○ノンステップバスの導入（目標値(70%)）	名鉄バス

##### (2) 道路特定事業

###### ① J R 春日井駅周辺地区

<生活関連経路>

事業実施箇所	整備項目	事業者
北口駅前広場	○バス等の乗り場・経路の改良 ○案内表示の整備 ○視覚障がい者誘導ブロックの整備 ○自由通路へのエレベーター・エスカレーターの設置 ○多目的トイレの整備	春日井市
南口駅前広場	○バス等の乗り場・経路の改良 ○案内表示の整備 ○視覚障がい者誘導ブロックの整備 ○自由通路へのエレベーターの設置 ○多目的トイレの整備	春日井市
市道129号線	○視覚障がい者誘導ブロックの整備 ○歩行者案内標識の整備 ○歩道の改善	春日井市
市道130号線	○視覚障がい者誘導ブロックの整備 ○歩道の改善	春日井市
市道127号線	○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市

<準生活関連経路>

事業実施箇所	整備項目	事業者
県道春日井停車場線	○路側帯の整備	愛知県
市道 216 号線 道路外敷地	○歩行者通路の確保 ○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市
市道 1727 号線	○路側帯の整備 ○側溝蓋の整備	春日井市

②市役所周辺地区

<準生活関連経路>

事業実施箇所	整備項目	事業者
市道 111 号線	○歩道の整備 ○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市
市道 1022 号線 道路外敷地	○歩行者用通路の確保 ○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市
市道 1041 号線 道路外敷地	○歩行者用通路の確保 ○視覚障がい者誘導ブロックの整備	春日井市

(3) 交通安全特定事業

事業実施箇所	整備項目	事業者
生活関連経路	○違法駐車を取り締まり ○違法駐車防止に関する広報、啓発 ○交通規制の見直し ○道路標識等の整備	愛知県公安委員会

4-2 その他の事業（特定事業以外）

事業実施箇所	整備項目	事業者
J R 春日井駅	○自由通路の整備	春日井市

### 4-3 ソフト事業

事業実施箇所	整備項目	事業者
JR春日井駅周辺	○放置自転車対策	春日井市
市内全域	○バリアフリー化推進のための普及・啓発活動	春日井市
	○定期的なバリアチェック	
	○バリアフリー体験教室の実施	
	○施設整備におけるバリアフリー化のルールづくり	民間事業者

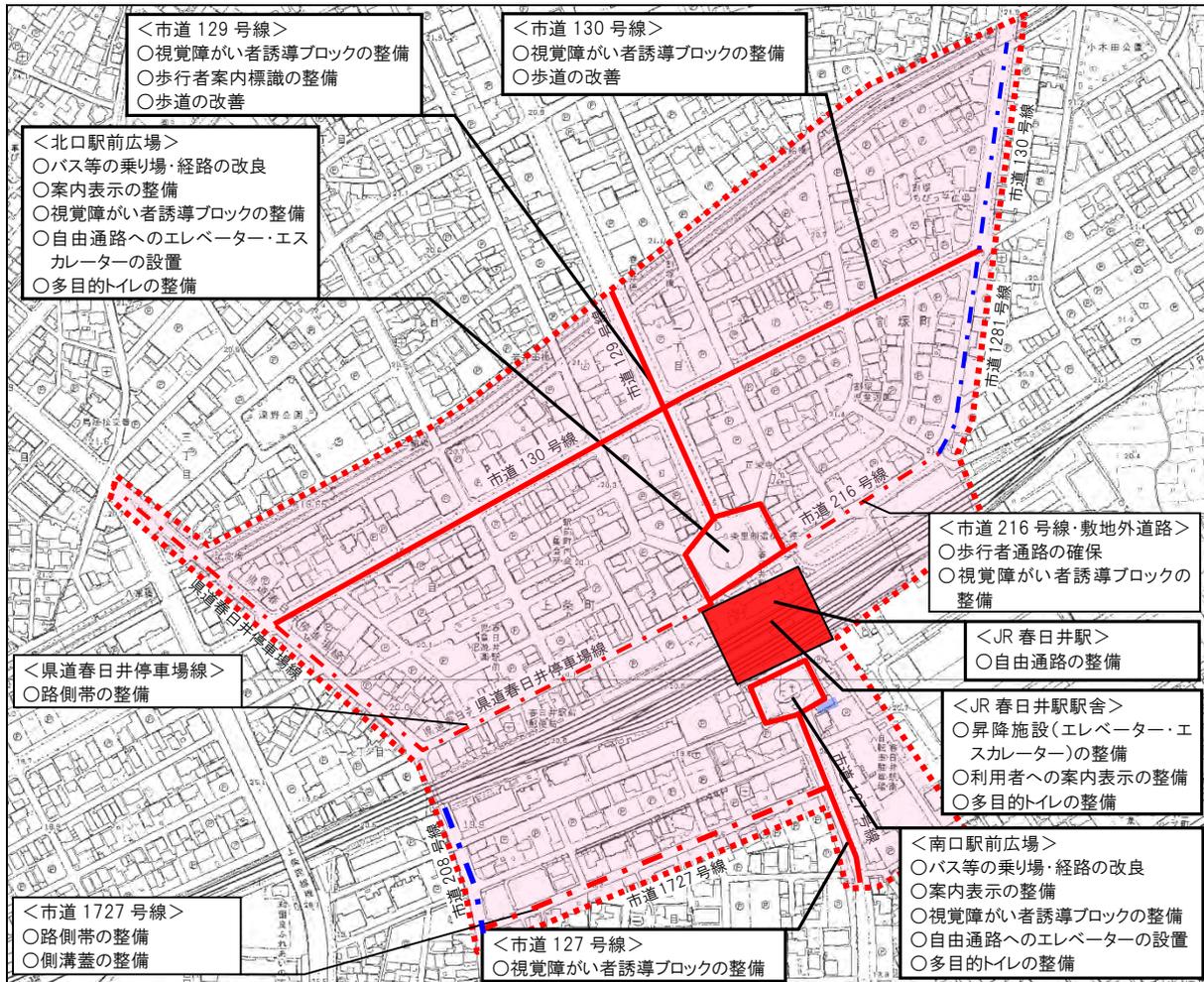
### 4-4 目標年次

バリアフリー化の目標年次は、平成 23 年（2011 年）に改正された、バリアフリー新法第 3 条に基づく国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」によるバリアフリー化の目標年次や、同じく平成 27 年に定められた、交通政策基本法第 15 条に基づく国の「交通政策基本計画」による計画期間との整合を図り、平成 32 年度（2020 年度）とする。

また、今回整備済となった箇所においても、バリアフリー化している状態が、各特定事業者によって維持されることが必要である。

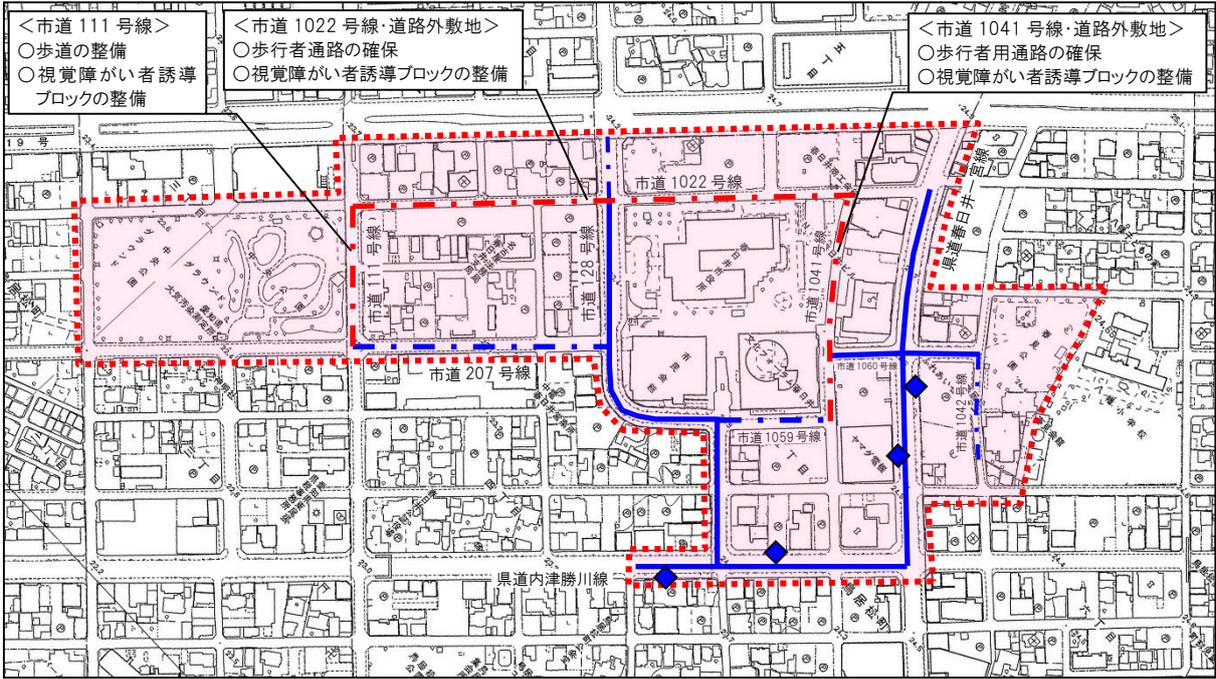
●事業位置図

< JR春日井駅周辺地区 >



		重点整備地区
整備済		準生活関連経路
今後整備		生活関連経路
		準生活関連経路

<市役所周辺地区>



<市道 111 号線>  
○歩道の整備  
○視覚障がい者誘導ブロックの整備

<市道 1022 号線・道路外敷地>  
○歩行者通路の確保  
○視覚障がい者誘導ブロックの整備

<市道 1041 号線・道路外敷地>  
○歩行者用通路の確保  
○視覚障がい者誘導ブロックの整備

		重点整備地区
整備済		生活関連経路
		準生活関連経路
		バス停
今後整備		生活関連経路
		準生活関連経路

## 参考資料

---

### 追補作成プロセス

---

- ◇特定事業者に対する特定事業進捗状況等聴取  
平成 26 年 7 月 23 日 ～ 9 月 11 日  
＜内容＞（1）特定事業の進捗状況  
（2）今後のバリアフリー化の進め方
-